新規事業の概要について

1	子ども・若者支援団体等連携推進事業(次世代		尺) No. 31)	P 1
2	子ども・若者支援地域協議会事業(次世代サポー	ート課) (資料 3	No. 169)	 P 2
3	地域包括ケア実践事業(介護支援室)	(資料3	No. 101)	 Р3
4	障害者虐待防止対策支援事業(障害者支援課)	(資料3	No. 135)	 Р6
5	障害者職域拡大アドバイザー設置事業(労働雇	用課) (資料3	No. 126)	 P 7
6	外国籍県民ネットワーク連携支援事業(国際課		No. 47)	 P 8

新)子ども・若者支援団体等連携推進事業

企画部次世代サポート課

1 趣 旨

県内の子ども・若者を支援するNPO法人等は、小規模な団体が多く、他地域の団体等との連携や人的交流は殆ど行われていない状況にある。

また、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」についても、県内の認知度は極めて低く、子ども・若者施策の今後の運営に支障があることも考えられる。 そこで、支援団体を中心とした交流、広報のためのホームページの設置や、研修会を実施し、県内支援団体の連携を図ることにより、県内支援団体等のレベルの向上を目指す。

2 事業内容

事 業 名	内 容
	趣 旨: 県内の子ども・若者支援を実施している団体のHPをリンクした子ども・若者
	支援のポータルサイトを設置し、県内の支援活動の情報を発信するととも
子ども・若者支援	に、各団体が事業活動情報を共有することで、その連携等を促進する。
団体交流サイト 制作事業	サイト内容:①支援団体のHPの新着情報を掲示したトピックス欄
	②支援団体がその活動の広報等を行う掲示板
	③支援団体の紹介ページ
	④地域協議会の活動状況をお知らせするブログ欄など
	趣 旨: 子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画や地域協議会への
	理解を踏めてもらうため、同法の内容や子ども・若者育成支援施策について
	の研修を行うとともに、子ども・若者をめぐる問題点について協議すること
子ども・若者育成	により、今後の施策の参考とするとともに団体相互間の連携の強化を図る。
支援団体等研修・ 連携推進事業	事業内容:①連携推進員の設置
	②子ども・若者育成支援に関する研修会を実施(県下4地区)
	③上記交流サイトの管理、「子ども・若者育成支援団体等調査事業」で調査
	したデータのフォローアップ

3 予算額

6,255千円

新)子ども・若者支援地域協議会事業

企画部次世代サポート課

1 趣 旨

ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対応するためには、 単一の機関、支援団体のみでは困難なことが多く、多様な機関がネットワークを形成し、それぞれ の専門性を生かして、要支援者の状況に合った支援を実施する必要がある。

そこで、困難な状況にある子ども・若者が、その状況や本人のニーズに応じ、社会的自立に向けた支援を受けることができるよう子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会を設置・運営する。

2 支援対象者

義務教育を終了後、就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者を中心に、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者 ※年齢は概ね30歳代までを想定

3 構成団体 (例示)

区分	機関・団体等
支援機関	若者サポートステーション パーソナルサポートセンター
NPO等	子ども・若者支援に携わるNPO
学 校	高等学校(定時制、通信制含む) 広域通信制高校のサテライト
国•警察	警察署 少年サポートセンター 公共職業安定所
市町村	子ども・若者育成支援担当課・機関 少年補導センター
県	子ども・若者育成支援担当課・機関
その他	医療機関 障害者支援団体

4 事業内容

事業項目	内
全体調整会議	構成団体の代表者等による会議、意思決定機関(年3回程度開催)
担談空口の調散	構成団体が対応している相談について、他の機関へのあっせん等が適当な案
相談窓口の調整	件について引き継ぎ内容を明確にしたうえで、迅速に移送。
(田川 ケーフ クラー	構成団体が対応している要支援者で他団体、専門家の支援が必要なケースを
個別ケース検討	持ち寄り、関係者(実務者)で協議を実施。

5 予算額

1,268千円

動 地域包括ケア実践事業

介護支援室

24 年度予算	17,045 千円
---------	-----------

1 目 的

医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の先駆的取組みを創出するとともに、専門家等の人材派遣などを行うことにより、県内全域での地域包括ケア体制整備を促進する。

2 事業内容

(1) 地域包括ケア実践モデル事業 (10,000 千円)

市町村等が実施する地域包括ケア実現に向けたネットワーク作り、具体的な行動計画・指針等の策定、それらに基づく事業の実施等を総合的に支援する。

34, E 1, E			
補助対象	市町村、広域連合		
補助対象期間	1団体あたり2年まで		
	・ 日常生活圏域に存する関係機関が連携して創る具体的な行動		
	計画等策定の支援		
補助事業内容	・ 計画等に基づく実施事業の支援(医療・介護等の切れ目のな		
	い提供、介護保険制度を補完する地域の有機的連携) 等		
補 助 率	1/2以内		
補助限度額	2,000 千円/年(1年目:2,000千円、2年目:2,000千円)		

(2) 地域包括ケア推進サポート事業(6,755 千円)

地域の指導的な役割を担う広域支援員、市町村単独での確保が困難な専門職を派遣する。

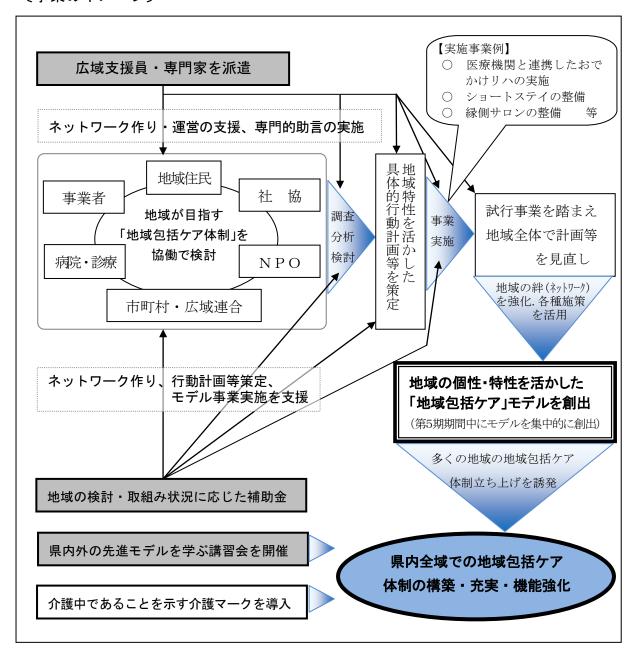
広域支援員	地域ケア会議等のトータルコーディネートの実施 (支援例) ・ 地区診断・把握、地域活動の支援 ・ 広域的地域ケア会議の設置・運営サポート 等	20 団体 ×5 人
専 門 職 (医師、OT・ PT等)	各種専門的助言の実施 (支援例) ・ 地域ケア会議や事例検討会における助言 ・ 専門分野に応じた出張相談会の開催 等	20 団体 ×5 人

(3) 地域包括ケア先進モデル研究事業 (290 千円) 県内における地域包括ケア体制構築を推進するため、県内外の先進モデル等を学ぶ講習会を開催する。

4 所要額

17,045 千円

[事業のイメージ]



か 介護マーク導入促進事業

介護支援室

24 年度予算 4,758 千円

1 目 的

一目で介護中であることがわかる「介護マーク」を導入することにより、県内どこにいても、介護する方が安心して介護を行うことが可能な地域づくりを目指すとともに、介護者に対する地域の見守り・支え合いの機運醸成を図る。

[事業実施の背景]

実際の介護の現場では、介護者は、駅やスーパーなどで異性トイレへの付き添 う、あるいは介護用下着を購入する等の行為を、やむを得ず行わなければならな い場面が数多く存在する。

しかし、他者には介護していることがわからず、そうした行動が様々な誤解や 思わぬ偏見を抱くことに繋がり、困っている介護者が非常に多い。

2 事業内容

(1) 介護マーク普及促進

「介護マーク」の普及を行うため、県民・企業等 に対する普及促進資料の作成、公共交通機関等へ の広告掲載を行う。

- 介護マークカード 20,000 個
- チラシ (A 4 縦・カラー)40,000 枚
- ポスター(B3・A2・カラー) 2,500枚
- ・ 公共交通機関への広告掲載 20社・線



静岡県が作成し、介護家族等から好評を博している「介護マーク」

(2) 介護マーク普及協力事業所認定

事業活動において可能な範囲で「介護マーク」普及に協力することを申し出た事業所、NPO、社会福祉法人等を、県が「協力事業所」として指定し、協力を依頼する。

· 指定書作成 50 社・団体 (平成24年度目標)

[協力例]

- 社員に対する「介護マーク」についての理解を深める研修の実施
- ・ 営業活動の際にチラシやポスターの配布と掲示の依頼
- ・ 自社の広報媒体やスペースの無償利用

障害者虐待防止対策支援事業

障害者支援課

1 目 的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年 6 月 24 日公布)が平成 24 年 10 月 1 日に施行されることから、県障害者権利擁護(虐待防止)センターを設置して障害者虐待に関する相談等に対応するとともに、関係者に対する研修を実施し、障害者の権利利益を擁護する。

2 事業内容

(1) 県障害者権利擁護(虐待防止)センター 障害者支援課に専任の行政嘱託員1名を配置し、職員と共にセンター業務に当たる。

法律で定められて いるセンター業務

- ① 職場の使用者による虐待に関する通報の受理等
- ② 市町村間及び関係機関との連絡調整、情報提供、助言等
- ③ 障害者虐待に関する相談対応、助言等の支援
- ④ 障害者虐待防止等に関する情報収集、分析及び提供
- ⑤ 障害者虐待防止等に関する広報啓発、その他必要な支援の実施
- (2) 障害者虐待防止·権利擁護研修

障害者福祉施設における虐待防止を図るとともに、虐待問題に適切に対応できるよう、 施設従事者及び市町村職員等を対象にした研修を実施する。(委託により実施)

ア 研修講師の養成

国が行う研修講師養成研修へ障害福祉関係者を派遣する。

イ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施 上記研修修了者が講師となり、演習等を採り入れた実践的な研修を実施する。

3 予算額

4,927 千円

(内訳) ① 県障害者権利擁護(虐待防止)センター運営 2,790千円

② 障害者虐待防止·権利擁護研修

2,137 千円

(参考)

- 法律における障害者虐待とは、①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待 の3つを規定。
- 虐待行為の類型としては、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト(養護の放棄)、⑤経済的虐待 の5つを規定。



障害者職域拡大アドバイザー設置事業

労働雇用課

予算額

11,049 千円

<目 的>

障害者雇用を促進するため、障害者職域拡大アドバイザーを設置(4か所の地方事務所商工観光課内)し、小規模事業所及び地方公共団体を中心に、障害者に対する理解の向上を図り、以って障害者雇用を促進する。

<現状>

県内の障害者雇用の状況(長野労働局: H23.6.1)

	□	法定	企業数	実雇	法定雇用率達用	成・未達成数
	区 分	雇用率	機関数	用率	達成	未達成
	民間企業	1.8%	1,328	1.82%	757	571
	56~499 人	1.8%	1,232	1.78%	703	529
	500 人~	1.070	96	1.88%	54	42
	地方公共団体	2.1%	105	2.20%	93	12
県	• 長野市教育委員会	2.0%	2	1.87%	1	1
地	方独立行政法人	2.1%	2	0.42%	1	1

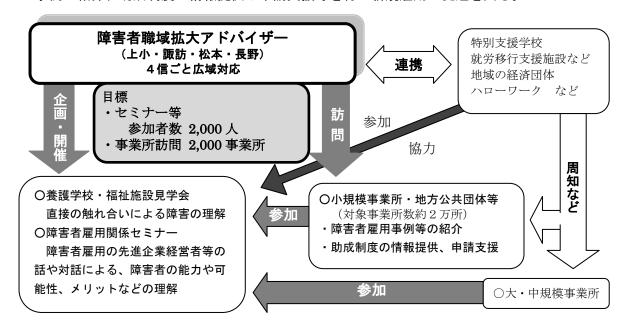
<課題>

事業者が障害者の能力や可能性、障害者雇用に関する助成制度など、障害者雇用のメリットを理解することが、障害者雇用を促進する上で重要であるが、これまでこの点に関しての取り組みが行われてこなかった。

<業務概要・効果>

次の取り組みをとおして、障害者の職域を拡大し、新たな雇用の場を創出する。

- 施設見学会、障害者の能力や雇用事例等のセミナー等により障害者理解の向上を図る。
- 障害者雇用が進んでいない小規模事業所や地方公共団体を中心に事業所を訪問し、雇用 事例の紹介、助成制度の情報提供や申請支援等を行い新規雇用の促進を図る。

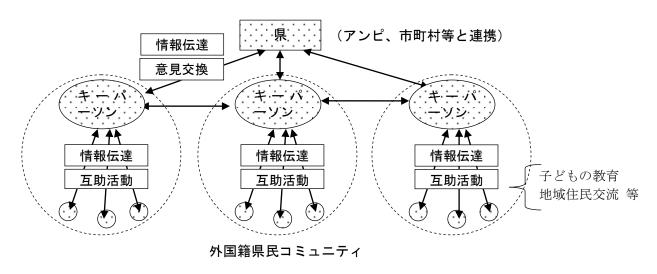


外国籍県民ネットワーク連携支援事業

国 際 課

1 目 的

平成23年6月~7月に県下4会場で開催した「外国籍県民意見交換会」における意見を反映し、 外国籍県民への確実な情報伝達、継続的な意見交換、外国籍県民自らによる課題解決の促進のため、 外国籍県民コミュニティと行政との間の情報の橋渡し役となるとともに、外国籍県民同士の助け合い活動等を担う人材(キーパーソン)を育成し、連携支援を行う。



2 内容

取り組み意欲のある外国籍県民等 10 名程度による「キーパーソン・ネットワーク会議」を開催 (2 回シリーズ)

- ・災害時等の情報伝達の課題・支援ニーズ等について意見交換
- ・外国籍県民同士の助け合い活動等について先進事例学習、ワークショップ、活動相談

3 実施方法

(財) 長野県国際交流推進協会へ委託

4 予算額

459千円

≪参 考≫ 「外国籍県民意見交換会」を受けた その他の取り組み (ゼロ予算)

項目	内 容
市町村の相談・通訳 体制づくりへの支援	・市町村の母国語相談員(約50人)の研修会を開催し、スキルアップを図る。 ・県が保有する通訳人材情報(約250人)を市町村、県国際交流推進協会と 共有し、有効活用する。
携帯電話等を活用した情報発信の充実	・県ホームページ多言語版のモバイルサイト (H23.9 補正事業) を活用し、市町村、県国際交流推進協会と連携して、防災、教育など暮らしに必要な情報を効果的に発信する。